

議案第49号

三朝町町営事業分担金徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町町営事業分担金徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成11年6月18日

三朝町長 吉田秀光

平成11年6月23日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町町営事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

三朝町町営事業分担金徴収条例(昭和39年三朝町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (7) 国及び県の補助制度に基づいて行う文化財保護事業(以下「文化財保護事業」という。)

第3条第1項の表中「

6	林道整備事業	同	上	同	上	を
---	--------	---	---	---	---	---

「

6	林道整備事業	同	上	同	上	に
7	文化財保護事業	同	上	同	上	

」

改める。

附 則 第三十号 昭和三十九年五月二十五日 昭和三十九年五月二十五日

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、平成十一年度事業から適用する。

平成十一年八月八日

三井物産株式会社 代表取締役 吉田 義典

平成十一年五月三十日 昭和三十九年五月二十五日

三井物産株式会社 代表取締役 西村 茂美

第三十号 昭和三十九年五月二十五日

第三十号 昭和三十九年五月二十五日

昭和三十九年五月二十五日 昭和三十九年五月二十五日

昭和三十九年五月二十五日

昭和三十九年五月二十五日

(7) 昭和三十九年五月二十五日

昭和三十九年五月二十五日

昭和三十九年五月二十五日

昭和三十九年五月二十五日	昭和三十九年五月二十五日	昭和三十九年五月二十五日	昭和三十九年五月二十五日	昭和三十九年五月二十五日
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

昭和三十九年五月二十五日	昭和三十九年五月二十五日	昭和三十九年五月二十五日	昭和三十九年五月二十五日	昭和三十九年五月二十五日
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

昭和三十九年五月二十五日